

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第21号

別紙のとおり秋田県後期高齢者医療広域連合規約が変更されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の4第3項の規定により公表する。

令和6年12月2日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年秋田県指令市町村第1990号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、秋田県知事の許可を受け、令和6年12月2日から施行する。